

過疎地域等における集落対策の推進要綱

平成25年3月29日（総行応第57号、総行人第8号、総行過第11号）制定

平成29年3月24日（総行応第123号）一部改正

平成29年6月8日（総行過第79号）一部改正

令和2年3月24日（総行過第36号）一部改正

令和3年4月1日（総行過第19号）一部改正

令和4年3月22日（総行過第20号）一部改正

令和5年4月12日（総行過第27号）一部改正

令和6年3月28日（総行過第21号）一部改正

令和7年3月25日（総行過第29号）一部改正

第1 趣旨

過疎地域等に所在する集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などが重大な問題となっている。

このような集落が直面する問題に対応するためには、集落の住民が集落の問題を自らの課題として捉え、地方公共団体が集落の状況に十分な目配りをした上で施策を実施していくことが大切だと考えられる。

このようなことを踏まえ、総務省として、以下に掲げる取組の積極的な推進を図るものである。

第2 事業概要

過疎問題懇談会の「過疎地域等の集落対策についての提言」（平成20年4月）及び「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」（平成29年3月）を踏まえ、地方公共団体が、以下に掲げる取組を行うことができるよう、総務省として必要な支援を行う。

（1）集落対策

① 集落点検の実施

集落点検は、地方公共団体が地域の実情を把握すること、及び集落の住民自身が集落の現状と課題について見つめ直し、集落の問題を自らの課題として捉えることを目指し、人口・世帯の動向、医療・福祉サービスの受給状況や生活物資の調達の便などの生活環境、清掃活動や雪処理などにおける集落内での支え合いの状況、農地・山林・公共施設などの管理状況、集落の有形・無形

の地域資源、他の集落との協力の可能性などについて地域を巡って調べ、分かりやすく整理する活動をいう。

点検項目については、集落点検チェックシート（別紙）を参考例として、地域の実情に応じ柔軟に設定することが適当である。また、必要に応じ住民アンケートを実施することも有効である。

② 集落のあり方に関する話し合いの促進

集落のあり方に関する話し合いの促進とは、集落点検の結果を活用し、住民同士や住民と地方公共団体の間で、集落の現状や課題、あるべき姿等について話し合いを促進することをいう。話し合いの場においては、集落の現状や課題、将来的なあるべき姿などについて、住民同士や住民と地方公共団体の間で理解を深め、共通認識の形成を図ることを目指すことが望ましい。

③ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

集落点検や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる集落の維持、活性化対策については、住民と地方公共団体の強力なパートナーシップのもと、積極的な実施を図ることが期待される。

（２）集落支援員の設置

地方公共団体が地域の将来を展望し、集落対策を講ずる上で、地域住民の現状や地域の実情を把握することが重要である。このためには、地域で核となる人材との連携が有効であることから、地方公共団体の委嘱を受けて、集落点検の実施、集落のあり方に関する住民同士・住民と地方公共団体の話し合いに従事する者を集落支援員とし、地方公共団体が地域の実情に応じて設置できるものとする。

また、地方公共団体は、集落点検の実施や集落のあり方に関する話し合いを通じ必要と認められる地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策についても、集落支援員を活用することができるほか、集落支援員を地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材とするなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手とすることや、移住者を地域に受け入れる仲介役とすることができるものとする。

第３ 関係機関の役割

集落対策について、市町村、都道府県、総務省それぞれに以下の役割を期待するものである。

（１）市町村の役割

市町村は、地域住民の現状や地域の実情を把握し、集落対策の方針を示す。

集落支援員を活用して集落の実態把握を行う場合は、集落支援員の果たすべき役割、職務内容等を明確化して委嘱する。加えて、集落支援員同士が役割や課題を共有できるよう、集落支援員が集まる場を設けることが望ましい。また、集落支援員から市町村への活動の報告手段、報告内容等を定め、十分に連携を図り、集落支援員からの報告を参考にしつつ、課題に対応する施策の方向性を検討する。

（２）都道府県の役割

都道府県は、広域自治体として、市町村が実効的な集落対策を円滑に展開できるよう、国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートする。また、市町村に対し、先進事例等の紹介、活用可能な制度の情報提供を行うことや、広域で集落支援員や地域おこし協力隊員等の地域づくり活動に取り組む人材を集めた情報交換会を開催することが望ましい。

（３）総務省の役割

総務省は、集落対策に取り組む地方公共団体に対して、別添のとおり必要な財政上の措置を行うほか、先進事例・優良事例の調査や、これらの事例の地方公共団体への情報提供等を行う。

第４ 集落支援員の設置等に対する総務省の地方財政措置

地方公共団体が行う集落支援員の設置や活動への支援に対し、総務省が財政上の措置を行うに当たっては、以下の事項を満たしていることを条件とする。

- ① 集落支援員は、地方公共団体から委嘱を受け、集落点検、集落のあり方に関する話し合いの促進を着実に行之、その結果を地方公共団体と共有する者であること。
- ② 集落支援員の委嘱の方法は、会計年度任用職員としての任用又は委託契約の締結による任用（自治会長等が集落支援員を兼務する場合においては、委嘱状の交付等により委嘱する場合を含む。）が想定される。なお、特別職としての任用は、集落支援員にはなじまないものであること。
- ③ ②の委嘱に当たり、地方公共団体は、集落支援員の果たすべき役割や職務内容等を委嘱状や設置要綱等において明確化していること。
- ④ ②の委嘱に当たり、あらかじめ最低限必要な報告内容、報告手段、報告回数を定めておき、地方公共団体と十分な連携がはかられていること。
- ⑤ 行政経験者、農業委員・普及指導員など農業関係業務の経験者、経営指導員経験者、NPO関係者、元郵便局員、元地域おこし協力隊員など、地域の実情に詳しい身近な人材を活用することが望ましい。ただし、地域の実情に応じ、当該市町村外の人材を登用することも差し支えない。

なお、委嘱の期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

第5 その他集落対策における留意点について

集落対策の推進に当たり、以下の点について留意が必要である。

(1) 「集落」の捉え方

集落対策を講ずる際の基本単位としては、地域の実情に応じ、施策を実施・検討する場合に最もふさわしい「基本的な地域単位」を柔軟に設定して差し支えない。設定の例としては、①いわゆる集落、常会、組、②行政区、町内、大字、字、③地域協議会、地域振興会、④小学校区など、最も適切な地域単位を対象とすることが適当であり、必ずしも行政区を対象とする必要はない。

(2) 集落対策を実施すべき対象

集落対策は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に規定する過疎地域などの条件不利地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上であるなどの特定の集落に限定することなく、各地方公共団体が積極的に取り組むことが望ましい。ただし、都市地域等の国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象とならない。

(3) 集落支援員の服務規律、活動規律の確保

集落支援員が、住民との信頼関係を築きつつ、集落点検の実施や集落のあり方に関する住民同士や住民と地方公共団体の話し合いなどに従事する者であることに鑑み、服務規律、活動規律の確保を十分に図る必要がある。

(別添)

過疎地域等における集落対策推進に向けた財政措置について

地方公共団体が、本要綱に基づき集落対策に取り組む場合の財政措置については、集落支援員を活用する場合、集落支援員一人当たり500万円を上限として特別交付税措置を講ずることとしている。(都道府県が管内市町村を対象としてモデル的に事業を行う場合や、市町村に補助金・交付金を支出する場合を含む。)ただし、自治会長等が集落支援員を兼務する場合(集落支援員としての活動に従事する時間が一週当たり15時間30分以上である旨を地方公共団体の設置要綱等に規定して委嘱する場合を除く。)等においては、40万円を上限とする。

(1) 集落支援員の設置に要する経費

集落点検や、集落のあり方に関する話し合い、地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を推進するため、行政経験者、農業委員など農業関係業務の経験者、NPO関係者など地域の実情に詳しい身近な人材などを活用して集落支援員を設置するための報酬費等の経費。

(2) 集落点検の実施に要する経費

集落における①人口・世帯の動向、②医療・福祉サービスの受給状況や生活物資の調達の便などの生活環境、③清掃活動や雪処理などにおける集落内での支え合いの状況、④農地・山林・公共施設などの管理状況、⑤集落の有形・無形の地域資源、⑥他の集落との協力の可能性など、チェックシートの活用等により、現状を幅広く把握するための経費。

- ・集落点検経費(点検項目検討費、点検・アンケート票印刷代、調査委託費)
(集落が自ら点検を実施し、地方公共団体がこれに対し補助金・交付金を支出する場合を含む。)

(3) 集落のあり方に関する話し合いの実施に要する経費

住民同士や住民と地方公共団体の間での集落の現状、課題、あるべき姿等についての「話し合い」を行うための経費。

- ・「話し合い」の運営費(資料印刷代、集落支援員や外部有識者など話し合いのコーディネーターの謝金・旅費)

(4) 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具・消耗品等に要する経費
- ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
- ・集落支援員の研修受講に要する経費
- ・地域住民との交流や地域おこしに資する取組に要する経費
- ・外部アドバイザーの招へいに係る経費

等